

## 令和8年度 「学校いじめ防止基本方針」

学校名	福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校
課程又は 教育部門	全日制 ( 聴覚障がい )

学校番号

特9

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

## (1)いじめの定義と判断

《いじめの定義》

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

《いじめの判断》

表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って判断する（学校の内外を問わない）

## (2)いじめ防止等のための目標

- ①生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないことを目指す。
- ②全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがない状態を目指す。
- ③いじめが人の心身や生活全般、ひいては人生にも及ぼす影響等、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ④いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服を目指す。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

## (1)基本姿勢

- ①いじめはどの生徒にも起こりうるという視点から、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ②生徒同士が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに努め、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ③集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑤学校生活アンケート結果の分析や臨床心理士等の専門家による職員研修を行い、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員へ正しい理解の促進を図る。また、必要に応じてケーススタディーを実施し、いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応を効果的に行う。
- ⑥スクールカウンセリングを生徒全員が受けることができるように計画的に実施する。
- ⑦いじめのない環境で部活動を実施するために、部室等を含めた活動場所や用具の管理・使用方法、また、活動内容や方法について、人間関係をよりよく形成できるよう顧問が適切に指導を行う。

## (2) 具体的取組

### ① わかる授業づくり

- 全ての生徒が参加・活躍できる授業の在り方を工夫し、授業の中で一人一人がその存在と能力を認められ、自己の持てる力が高められているという実感を与えることにより、生徒の自尊感情を高める。
- その実現のために授業研究週間等を活用し、全ての教員が公開授業又は研究授業を行うことで、互いに授業を参観し合い、率直に意見を述べ合うなど研鑽の場を設ける。

### ② 授業中の規律確保

- 授業開始の時間厳守、始業時の正しい挨拶、授業中の正しい姿勢と服装、発表や質問・注目等に関するルールの指導の徹底を図り、相手を尊重する基本的な態度やマナーを身に付けさせる。

### ③ 友人関係・集団づくり・社会性の育成

- 学級や学年における特別活動、部活動、文化祭・体育祭等の学校行事、生徒会・委員会活動等の場を通して、全ての生徒に「居場所」を与え、個々の生徒が集団の一員として役割を担い、自覚と責任を持って集団に参加し、周囲から認められることにより、生徒の自己有用感を高めるとともに、社会性の育成を図る。

### ④ 自立活動や特設授業等の活用

- 自立活動の授業や人権教育等の特設授業の中で、SST（ソーシャルスキルトレーニング）や構成的グループエンカウンター、SEL-8等の手法も活用しながら、生徒間の好ましい人間関係づくりと、一人一人のコミュニケーション能力の向上に努める。

### ⑤ 中学校(中学部)・高校(高等部)及び家庭との連携

- 本校に入学してきた生徒の家庭環境、中学校(中学部)卒業までの教育歴や友人関係の状況、コミュニケーションや障がい認識に関する状況など、一人一人の生徒の対人コミュニケーションと心理的な安定に関する情報を、客観的なデータ等を基に、入学後できるだけ早い段階(1学期終了時まで)で詳細に把握し、個別の教育支援計画に反映したうえで、本校での生活において生じる可能性のある対人トラブルやストレス等について、十分に考慮して指導に当たることができるようにする。

### ⑥ 職員研修の充実

- 全ての教職員の共通認識を図るため、生徒の実態把握等に関する研修を実施したり、外部専門家を講師とした生徒の心理状況や生徒指導上の諸問題等に関する研修を実施したりする。

### ⑦ 学校自己評価

- 学校評価の評価項目に位置付け、いじめ防止等のための取組の目標を設定し、目標達成状況を評価し、指導の改善に生かす。

## 3 いじめの早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等)

### (1) 基本的考え方

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを全職員が認識する。
- ②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもつとともに、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する姿勢をもつ。
- ③日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていてもいじめられていることを表現できない生徒もいることに配慮し、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

## (2)いじめの早期発見のための具体的措置

### ①教師による日常的な生徒状況の把握

- 朝夕の HR や給食指導、休憩時間、授業中、課外活動等あらゆる学校生活の場において、生徒の表情や行動のわずかな変化に対して敏感であることを心がける。
- 学級日誌や作文・感想文等への記述、黒板やノート等への何気ないメモや落書きなど、生徒自身が書いた文章中の心理的なサインにも注意する。
- 各学年のメンタルケア担当者が中心となり、生徒から直接の相談をもちかけによる状況把握に当たる他、生徒同士の会話や行動・態度等からも、積極的に情報収集に努める。受動的に相談を待つことで問題が大きくなることもあるため、教師側からの積極的な働きかけ（声かけ等）により、初期段階でのいじめの発見を図る。
- 給食指導や昼休みの巡回指導時に、単なる行動の監視目的で見回るのではなく、生徒間の人間関係や心理状態等の把握という意識をもって、声掛けしながら観察することを心がける。

### ②情報の共有と速やかな対応

- 毎朝の学年朝礼及び毎週の学年会において、各学級担任や教科担当者、メンタルケア担当者等が得た、気になる生徒の状況に関する情報の交換と共有に努め、教師が組織的に一人の生徒に関わることができる環境づくりを進める。
- 各学年等のメンタルケア担当者や教科担当者等が得た、各生徒の心理状態に関する情報を、担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当等が共有し、生徒同士のトラブルやストレス等がいじめに発展する前に、解決できるよう態勢を整える。
- 保健日誌および保健連絡票を活用し、養護教諭が対応した生徒の心理的な状態に関する情報を、担任や学年主任、生徒指導担当等が共有し、必要に応じて早急な対応策を検討する場を持つことができるようにする。

### ③アンケート等の活用

- いじめを受けている生徒やいじめの加害者となりうる生徒の早期発見と未然防止のため、学校生活全般に関するアンケートを毎月実施する。

※アンケート結果は健康安全課が集約し、特に気になる回答については速やかに担任や学年主任及び管理職に知らせると同時に、必要に応じて当該生徒との面談を行うなどの対応を行う。この情報をもとに、各学年主任等で構成する生徒支援委員会にて分析や情報交換を行い、会議の内容については必要に応じて学年会等で伝え、学校全体の情報共有を図る。また、分析したアンケート結果は、職員研修会等で説明し、学校全体で諸課題に関する情報を共有する。

※回収したアンケート用紙の保存期間は、指導要録の保存期間を踏まえて**5年**とする。

**緊急を要するアンケートについては、教育振興部特別支援教育課と相談の上実施する**

- アンケート以外にも個別面談や三者面談などを通して情報を収集し、早期発見に努める。

### ④相談ポストの活用

- 校長室前に設置された「相談ポスト」の存在と活用方法について、全生徒に周知徹底し、校長が毎日確認を行うことで早期発見に役立てる。

## (3)生徒のメンタルケアに関する組織的な取組

- ①全職員で生徒相談に取り組む体制をつくり、傾聴、受容、共感を軸とした対応により、相談にきた生徒の心理的な安定を図る。
- ②自立活動やホームルーム活動、人権教育等で自尊感情や他者尊重の心を育てるとともに、発達支持的な観点に基づいた生徒指導や取り組みを行なう。
- ③メンタルケアに関する専門性向上のための研修・研鑽に取り組む。
- ④生徒からの相談事例に関する情報伝達と初期対応は、記録簿を用いて下記の要領で行う。



## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処(ネット上のいじめを含む)）

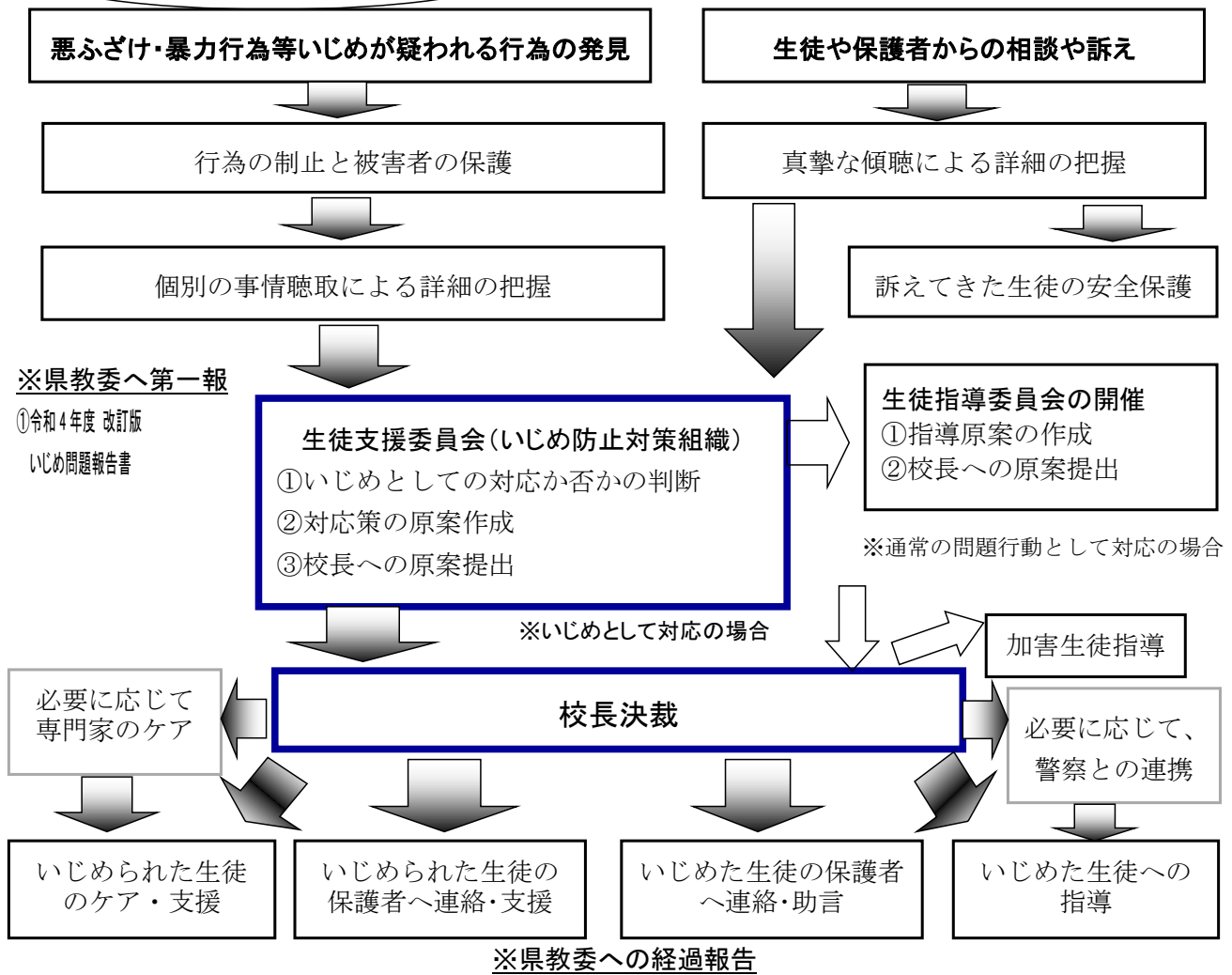
### (1) 基本的考え方

- ①いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法 第22条の学校いじめ対策組織（生徒支援委員会）を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ②いじめられていても、本人がそれを表出できなかつたり、否定したりする場合を踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察して確認する。
- ③パソコンや携帯電話を使って、インターネット上で誹謗中傷を受けたり、嫌なことをされたりした場合、心身の苦痛の有無にかかわらず、加害行為を行った生徒に対して法の趣旨を踏まえた適切な対応をするものとする。
- ④被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ⑤以上の対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②生徒や保護者からいじめの疑いがある相談や訴えがあった場合、真摯な傾聴と的確な関わりに努め、情報提供者の安全確保に留意する。
- ③学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことはいじめ防止対策推進法 第23条第1項に違反し得ることを踏まえ、発見・通報を受けた教員は、すぐに生徒指導部を通して生徒支援委員会（いじめ防止対策組織）に情報を報告し、職員の情報共有を図り、組織的な対応につなげる。
- ④いじめの疑いのある事案を把握した時点で、管理職がその旨を速やかに電話にて県教委・指導班への連絡（第一報）を行う。その後、指定様式に詳細を記し、**電子メール**にて提出・報告する。
- ⑤被害生徒と加害生徒の双方の保護者に連絡する。
- ⑥被害生徒の心理的な安定確保のために必要があると思われる場合、専門家によるメンタルケアの機会を提供する。
- ⑦加害生徒に対する教育上必要な指導を行ったにもかかわらず、十分な効果が得られない困難な場合、犯罪行為として取り扱われるべき必要性がある事案については、警察署と相談の上対処する。
- ⑧部活動において、部活動顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も、上記と同様の対応を行うこと。
- ⑨部活動指導員、非常勤講師等にも、これらの対応方法について周知する。

※いじめの発見・通報後の対応の流れ



②いじめの問題に対応している段階 ・ ③いじめの問題が解消した段階 … 令和4年度 改訂版 いじめ問題報告書

(3)いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①被害生徒の自尊感情と個人情報、プライバシーの保護に十分注意する。
- ②発見・通報を受けた場合、家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③被害生徒とその保護者に対して、徹底した保護姿勢と秘密の厳守方針を明確に伝え、できる限り不安を除去するよう配慮する。
- ④被害生徒にとって信頼できる人物と連携し、当該生徒の気持ちに寄り添って支援する体制をつくる。
- ⑤被害生徒が安心して学校生活を送ることができるように、加害生徒からの物理的距離を確保し、状況に応じて専門家の協力も得る。
- ⑥いじめの解消の判断は、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを適切に見定め判断することとし、いじめが解消したと判断した場合でも、継続して聞き取りやアンケート等を実施し、十分な注意と的確な支援に努める。

(4)いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①加害生徒からも事実関係の聴取を丁寧に行い、必要に応じて専門家や警察等の協力を得る。
- ②事実関係が特定できた後、迅速に加害生徒の保護者にも連絡し、保護者からの理解や納得を得た上で、今後の学校の対応について説明し、理解と協力を得られるように助言を行う。
- ③加害生徒本人に対して、いじめが被害生徒に与える問題（影響）の大きさについて、自らの行為の責任を自覚させる。

- ④加害生徒の個人情報およびプライバシーの保護に十分注意する。
- ⑤加害生徒の出席停止や警察との連携による措置も含め、必要があると認めるときは、教育的配慮に十分に留意して、懲戒を加えることも考える。

#### (5)いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍らで見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ②いじめを根絶しようという態度を全職員および対象生徒全員に理解させる。
- ③加害生徒による被害生徒への単なる謝罪行為のみで、いじめが解決したという判断を下さず、被害者・加害者を始めとする生徒集団内での関係修復を目指し、集団づくりを促す。

#### (6)ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上でいじめの疑いのある書き込み等が行われた場合、当事者または第三者はその前後のメールのやりとりも含めて削除や消去を行わず、そのままの状態を教師に見せて届け出るよう促す。
- ②教職員（生徒指導部を中心とする）はネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大回避のため直ちに削除を行う。また、プロバイダに対しても削除を求める。
- ③定期的にネットパトロールを行い、第三者が閲覧できる SNS 等のサイトへの書き込みや投稿の状況を確認する。
- ④生徒の生命、身体又は財産に大きな被害が生じるおそれがある場合、所轄警察署や法務局等の協力を求める。

#### (7)いじめの解消

- ①いじめ行為が止んでいるか、継続的（3ヶ月間を最低限の目安とする）に被害生徒本人、保護者に確認を行う。
- ②解消に向けて被害生徒を守るという意識を全教職員で共有し、拡大学年会等を通して被害生徒、加害生徒の状況等の情報交換を行いながら両者の支援を継続していく。
- ③被害生徒本人、保護者と面談を行い、心身の苦痛を感じていないかを確認するとともに、いじめが止んでいるかの確認を行う。
- ④校内で生徒支援委員会（いじめ防止対策組織）を開き、被害生徒、加害生徒の様子、被害生徒本人、及び保護者の状況や意向を確認し、特に気になるような状況がなければ、いじめは「解消している」状態と判断する。
- ⑤いじめの再発防止に向け、再発の可能性があることを十分に踏まえ、全教職員で共通理解のもと、被害生徒と加害生徒を注意深く観察していく。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の意味

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

#### ② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて県知事へ、事態発生についての報告を行う。

#### ③ 調査の趣旨および調査主体について

重大事態が発生した場合、学校は直ちに県教育委員会に報告し、その調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて、委員会の判断を仰ぐ。

#### ④ 調査を行うための組織について

学校が重大事態に係る調査を行う場合、速やかにその下に組織を設ける。この組織は「生徒支援委員会」を母体として、その構成には弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者（第三者）を含めることで、調査の公平性・中立性を確保する。

#### ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰によって、どのようにして行われたか、いじめを生んだ背景にどのような事情や人間関係があったか、学校と教員がどのように対応したか等の事実を明確にする。

学校として、対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。

※いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍生徒や教員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

※いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、在籍生徒や教員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

※生徒の自殺という事態が起こった場合、子供を亡くしたという心情から、学校が遺族に対する調査の説明を進める際に時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

### (2) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報の提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。その際、適時・適切な方法での経過報告に心がけ、情報提供者等、他の生徒のプライバシー保護にも十分配慮する。

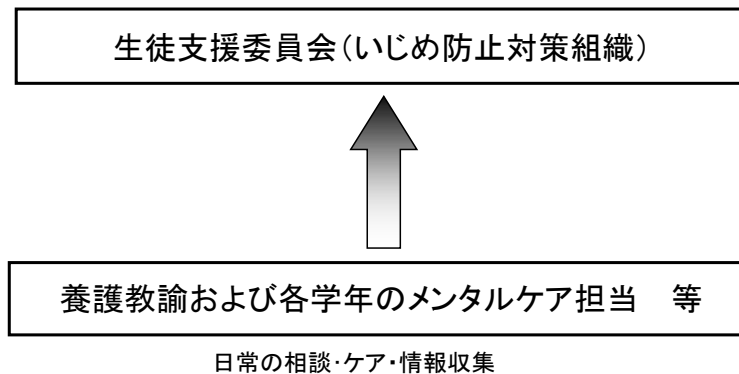
## ②調査結果の報告

調査結果については、県知事に報告するものとする。その際、いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合、その所見をまとめた文書の提供を受け、防止策を記載し、調査結果の報告に添えて県知事に送付する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1)組織の名称 「生徒支援委員会」

### (2)いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能



#### ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・実行、進捗状況の確認、定期的検証、修正

各学期終了前に定例会を開催し、当該学期間に実施した予防対策の進捗状況や有効性などについて、確認と検証を行った上で、必要に応じて次学期および次年度に向けた修正案を作成する。

#### ②教職員の共通理解と意識啓発

当該年度の「学校いじめ防止基本方針」が策定された後、全ての教職員を対象にその主旨等について説明する。また、「取組評価アンケート」の分析結果を基に改善された点等について周知させる。

#### ③児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」策定後、その内容を必ず入学時、各学年の開始時に生徒と保護者・関係者に対して説明する。さらに、学校ホームページに掲載し、保護者や地域住民に周知する。

#### ④いじめが疑われる事案が発生した後の、いじめの判断および対応策の作成

養護教諭および各学年のメンタルケア担当者等から報告があった、いじめが疑われる事案について、必要に応じて会を開催し、情報の集約・共有、いじめの判断、対応策の検討を行う。

### (3)いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

#### ①当該「いじめ事案」が「重大事態」であることが判明し、県教育委員会の指導・支援の下、学校を主体とした調査の実施が求められた場合、調査を目的とした「生徒支援委員会」を設置する。

#### ②構成員は上記(2)の「生徒支援委員会」構成員に、外部専門家3名を加えて構成するものとする。

#### ③この組織が行う「事実関係を明確にする調査」は、5-(1)-⑤の規準に沿って行う。なお、この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。また、本調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

#### ④いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供を行う。

#### ⑤調査結果を県教育委員会へ報告する。

#### ⑥調査結果を踏まえた必要な措置について検討し実行する。

## 7 学校評価

### (1)達成目標

「学校いじめ防止対策基本方針」に基づいた PDCA サイクルを実践することにより、いじめの早期発見と未然防止に努め、「いじめ事案」に適切に対応する。

### (2)評価方法(内容)

#### ①P (計画)

- ・「学校いじめ防止対策基本方針」を作成し、内容を全職員で共有するとともに学校自己評価の項目に位置づける。

#### ②D (実行)

- ・いじめの未然防止の取組として、学校生活アンケート等の取組を効果的に実施する。
- ・個別面談や三者面談、保護者アンケートを通していじめの早期発見に努める。
- ・スクールカウンセラーと協力して生徒の状況を把握する。
- ・生徒支援委員会等の会議を定期的に行き、確実な生徒状況の把握に努めるとともに、各事案に適切に対応する。
- ・職員研修を適切で効果的に実施する。

#### ③C (評価)

- ・生徒支援委員会や職員へのアンケート等を通して、上記①②（P＝計画）（D＝実行）の内容が適切だったかを評価する。その評価が客観的、具体的にされたかについて、学校関係者評価委員会の評価を受ける。

#### ④A (改善)

- ・本年度の実施内容の評価と反省を受けて、次年度への改善策を検討し、実施する。